

第 13 回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成 26 年 12 月 19 日 (金)
10 時 00 分～12 時 00 分
文化庁・特別会議室

〔出席者〕

(委員) 沖森主査, 笹原副主査, 秋山, 井田, 入部, 岩澤, 影山, 鈴木 (一), 鈴木 (泰),
関根, 田中, 棚橋, 出久根, 納屋各委員 (計 14 名)
(文部科学省・文化庁) 岸本国語課長, 鈴木国語調査官, 武田国語調査官,
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 12 回国語分科会漢字小委員会・議事録 (案)
- 2 これまでの議論のまとめ Ver.2 (「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について)
- 3 「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針」の構成例について (検討のための素案)
- 4 「国語分科会で今後取り組むべき課題について (報告)」(平成 25 年 2 月)において未検討の課題

〔参考資料〕

- 1 漢字小委員会における審議スケジュール (案)

〔机上配布資料〕

- 日中韓共同常用八百漢字表
- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 改定常用漢字表
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について (報告)
- 学年別漢字配当表 (「小学校学習指導要領」)
- 常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校, 中学校, 高等学校等における漢字の指導について (通知)

(平成 22 年 11 月 30 日 文部科学大臣政務官通知)

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録 (案) が確認された。
- 3 事務局から, 机上配布資料「日中韓共同常用八百漢字表」の紹介があった。
- 4 事務局から, 配布資料 2 及び 3 について説明があり, 説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 5 事務局から, 配布資料 4 について説明があり, 説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 6 次回の漢字小委員会について, 平成 27 年 1 月 16 日 (金) 午前 10 時から 12 時まで文化庁第 2 会議室で開催することが確認された。あわせて, 国語分科会について, 会場未定であるが, 平成 27 年 2 月 20 日 (金) 午前 10 時から開催することが確認され

た。

7 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

資料番号は付いておりませんが、机上に配布されております「日中韓共同常用八百漢字表」について、岸本国語課長から説明していただきます。

○岸本国語課長

資料番号の付いていない机上配布の資料を御覧いただきたいと思います。これは先月、11月30日に日中韓文化大臣会合というのが行われまして、その中で民間の取組例として下村文部科学大臣から紹介されたものでございます。

この漢字表が具体的にどういう経緯で作られたのかということをお説明申し上げますと、平成18年から日本は日経新聞、中国は新華社、韓国は中央日報という3か国の新聞社主催によりまして、3か国からそれぞれ10名ずつのオピニオン・リーダーによる「日中韓賢人会議」というものが毎年1回開催されております。この会議で平成22年に、韓国側から提案されたことを受けて、3か国の専門家が各国で高頻度に使う漢字の中から共通する漢字を抽出し、今年4月の賢人会議で報告したものであるという位置付けのものであります。日本側の専門家としましては、以前、この漢字小委員会の委員でいらした京都大学の阿辻先生が参加されたと伺っています。何をベースにして抽出されたかということに関しては、日本は常用漢字表をベースに、中国は現代漢語常用字表をベースに、韓国は教育用基礎漢字表をベースに選定されたということです。

11月30日の文化大臣会合では、下村文部科学大臣から、漢字を共通の文化基盤とする3か国の相互理解を促進する民間の意義深い取組であると考えているという発言もあり、新聞の朝刊でも報道されたということもありましたので、本日御参考に配布させていただきます。

○沖森主査

何か御質問、御意見等ございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

なければ、次に議事の方に入っていきたいと思っております。では、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成についてということで、話を進めていきたいと思っております。前回の漢字小委員会で御提案申し上げ、その後お知らせしたように、主査打合せ会については、主査、副主査のほかに秋山委員、関根委員、棚橋委員に加わっていただきました。この5名と事務局で11月7日、12月12日と打合せ会を開催して、これまでの審議の内容を踏まえて、指針の作成について具体的な話し合いを行いました。その検討内容の一つが本日の配布資料3「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の構成例について（検討のための素案）です。

この素案は今後まだまだ十分に詰めていく必要があるものですが、本日は検討のためのたたき台として御用意いたしました。まずは資料について事務局から説明していただき、質疑そして協議に移りたいと思っております。

事務局（武田国語調査官）から配布資料2及び3について説明

○沖森主査

後ほど御意見を頂きたいと思うんですが、その前に今の御説明に直接関係する質問がございましたら、お願いいたしたいと思います。よろしいでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、意見交換に移りたいと思います。時間が残りございませんので、二つに分けて御意見を頂いて、具体的な御質問等を承りたいと思います。まず、構成例の前半部分と言いますか、「はじめに」という部分と第1章の部分について、その部分を中心にまず御意見を頂きたいと思います。御質問でも構いませんので、よろしくお願いいたします。

○出久根委員

第1章の1番目の○のところですね、「硬直した捉え方の改善」という表現になっておりますけども、これはちょっと分かりにくいんじゃないですかね。「硬直した捉え方」というより、もう少し具体的に表現した方がよろしいんじゃないかと思うんです。

○沖森主査

今後、文言自体については直接また御指導いただきたいと思います。ほかにはございませんか。

○岩澤委員

この指針の意味は一体何なのかということが一番大事なことだと思うんです。今も出久根委員から「硬直した捉え方の改善」について御指摘がありました。この表現を一応是とした上で—表現は少し改善していただくとしてですね—一方で「学校教育における漢字指導との関係については、引き続き検討する」とあります。一番難しいところが今の段階で何かなかなか解決できていないわけですよ。この辺りを、作業された主査打合せ会として、「引き続き検討する」という表現になっているんですけども、どのように考えていらっしゃるのか、もし、参考にできるような意見があったら御紹介していただきたいということが一つ。

それと、第1章の最後に「○指針の使い方について」というのがありますけども、この指針の意味は一体何なのかということと言ったら、やはり「はじめに」の後、第1章の前にそういう要素を入れるべきではないかなと思うんです。指針の意味は何なのかということが一番大事なところだと思いますので、第1章の最後に入れるのではなくて、この位置についてはもう少し御検討いただけたらと思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。では、事務局からお願いいたします。

○武田国語調査官

今、岩澤委員がおっしゃった、例えば学校教育について、以前にも漢字小委員会の中で、学校教育は直接の対象ではないという話が出ているけれども、実は最も求められているのはそこなのではないかという御意見があったかと思います。それで、確かにこの漢字小委員会自体は学校教育そのものに直接言及する場所では本来ない、そういう委員会です。ただ、ここで検討していることについては、やはりそこが重要な部分であるということは主査打合せ会でも十分に認識しております。ただ、そのときに、学校教育で今行われていることを、単純に否定するという事になってはいけませんし、一方で、今のままでいいということでもないという、本当に難しいところであると考えています。

そこで、今回「引き続き検討する」と書いてあるのは、単純に直接の対象としない、ほ

かの、「準用する」というような言い方をしておりましたけれども、準用するというようなことではやはり済まないであろうということなんです。ですから、何らかの形で言及をすることになるかと思いますが、ただ、その言及の仕方について引き続き検討するということになるという意味です。直接、例えば学校のカリキュラムをどうしろとか、学習指導要領をどうしろというようなことをここで言うことはもちろんないんですが、学校教育を意識してこの指針を作るべきであるというのは、正にそのとおりですし、そして、その意識していることをどのように示すかということについては、更に検討が必要であろうということになるかと思います。

○岩澤委員

例えばアクセントなんかですと、「許容」って当然ありますよね。そうすると、どうなんでしょうか。Aもありますよ、Bもありますよという許容というような考え方を採ろうということですか。例えばアクセントなら、そうですね。でも、関根委員が前におっしゃったように、幾つか並ぶ第1に書いてあったら、その第1がベストですよということになるじゃないですか。その辺りどうなんですかね。どういう知恵があるのかということが気になります。

○武田国語調査官

前回の漢字小委員会で話題になったと思うんですが、常用漢字表のこの考え方は「許容」というものではないと…。

○岩澤委員

ないですよ。

○武田国語調査官

はい。例えば「木」であれば、2画目を止めて書いていても、はねていても、これは同値である一同じものとして考えていいということになっています。ただ、教育においては、特に小学校においては、先ほど申し上げた学年別漢字配当表というのがあり、そこで掲げられているものが標準とされています。ちょうど机上にありますので御覧いただきたいと思います。これは小学校の学習指導要領に1,006の漢字をどの学年で勉強するかということが示されているものですが、この第1学年のところに正に「木」があります。この「木」という字ははねていません。

「許容」ということについて言うと、教育の現場ではどちらかと言うと「許容」という言い方がされていきます。なぜかと言いますと、学習指導要領にはっきりと「これを標準として教える」と書いてあるからです。つまり、先生方は「木」という字の標準をここに求めていらっしゃるわけです。そうすると、この「木」ははねていません。ですから、「はねません」というふうに教えられるのが普通なわけです。ただ、一方で、文部科学省から出ている学習指導要領の解説ですとか、通達ですとかいうところには、これは標準けれども、それは踏まえつつ、評価するときには常用漢字表の考え方を参考にしなさいということが書いてあるわけです。ところが、その「常用漢字表の考え方」というのが現在のところ広がっていない。これ以上踏み込んでなかなか申し上げられないところもありますけれども、学校現場ではやはり標準というものがあるわけです。「木」で言えば、はねないのが標準であるということになります。ところが、評価するときにはまた別の考え方もあるのだから、それをちゃんと踏まえて評価すべきであるということが一方であるんですが、その評価のときの考え方というのが現在のところ余り広まっていないんです。

ここでは当然常用漢字表の考え方に従うわけですから、同値ですよということになります。

す。「木」について言えば、止めてもはねても同値だという言い方しか恐らくしないわけです。それが学校現場に行くときには、「ここは、ここで、こうしてください。」というのではなくて、恐らくここで上がった報告を受けて、しかるべきところで検討されることになると思いますが、そういった報告を受けて、じゃあ「標準」というのがあるけれども、ほかのバリエーションについてはどう考えるべきかということが検討されるのではないかと思います。ですから、「許容」という言い方は確かに学校現場にあるけれども、現在のところは常用漢字表の考え方ではないし、ここで出す指針においても「標準」と、「許容」という言い方には恐らくならないと考えています。そこはどうしても段差があることになると思います。

○出久根委員

非常に何か難しいですね。学ぶ者にとっては基本と言いますか、標準と言いますか、それが無い限り、何か学ぶ方法としてはどうしようもないところがある。ですから、例えば「木」という文字にしましても、なぜはねちゃいけないのかという、はねてもいいんだというんじゃないに、なぜはねちゃいけないのか、つまり、この「木」の文字というのはこういう意味で成り立っているということを教えなければ駄目なんじゃないでしょうか。文字そのものを「はねてもいいんだ」と言うと、何を基本に学ばばいいかという問題になると思うんです。ですから、文字を教えるということは、この文字の構成がどうしてこうなっているのかということ、まず説明しなければ駄目なんじゃないかという気がするんですね。

○沖森主査

正にそのとおりだと思います。「てへん」ははねて、「きへん」ははねないという原則は実は余りなくて、ただ、標準という言葉だとちょっとまずいんでしょうけど、手本にして書くんだという事なんだろうと思うんですが、この辺りは手本と言い換えたところで同じことだとは思いますが。

○出久根委員

例えば、例を挙げますよね。だけど、その例を挙げるというのは、その文字に限ってとは人は取らないんじゃないでしょうか。つまり、それから何か全てのルールが外れていくような気がするんです。例えば、「木」というのははねてもいいなんていうことを例示しますと、じゃあこの「木」に似た、例えば「本」なんていうのもいいんだろうと考えるわけですよ。やっぱり曖昧な説明というのは難しいんじゃないでしょうか。できれば、これは駄目というふうにやった方がいいような気がするんですね。

○鈴木（泰）委員

そうおっしゃると、さっきの硬直した説明に戻っちゃうんじゃないんでしょうか。「同値」ということで結構だと思うんです。それを標準としてどうまねるように教えるかどうかは運用の問題であって、運用は学校現場に任せればいいということになります。こちらはそういう立場以上は取れないんじゃないでしょうか。運用の仕方まで決めることはちょっと差し出がましいというところもありますし、それから、実際世の中は変わるわけですから、それが同値だとしてあったとしても、どのようにそれが取り扱われるかは変わってくる可能性もありますので、それはやはり運用に任せる方がよろしいんじゃないかと思うんです。

○入部委員

冒頭に日中韓の漢字交流のお話がありましたけれども、先ほどの「木」という字は、64番というところに、日本はこう書くと出ているわけです。これが日本の標準、スタンダードとほかの国の方は受け止めるし、また、前回の国語分科会でも、グローバルな視点から見た捉え方は必要なんじゃないかという御指摘があったかと思うんです。意見というよりも質問ですが、ここに出ているものはスタンダードだというような御説明はなさっていらっしゃるわけですか、字源を含めてということ。

○武田国語調査官

日本で使っている文字としてスタンダードであると、必ずしもそういう説明はしていないと思います。

○入部委員

していないんですね。

○武田国語調査官

はい。ただ、見ていただくと、中国の繁体字、それから日本の漢字と中国の簡体字と韓国の字というのは、それぞれちょっとずつ違いがあるわけです。例えば、50番に「今」というのがありますけれども、日本の明朝体では3画目が横棒になるわけですが、中国の簡体字だと点を打つような形になるとか、それから46番の「化」ですが、これもやはり日本と中国の簡体字と韓国の字と三つともちょっと形が違います。ただ、これがそれぞれの国のスタンダードとしてここにあるかということ、必ずしもそうではなくて、日本では、明朝体の活字の一つの例がここに挙がっているということです。ただ、おおむねここに挙がっている字の形というのが、それぞれの国で使われている字の形になると思います。はっきりと「これが標準である」というわけではないです。

○入部委員

中国から来た留学生の指導などしていると、「似ているけれども、いや、ちょっと違うんだよ」という説明をするのは意外と難しいんですね。でも、ここからここまでが許容範囲だということを示すことによって、同じ字なんだけれども、こう書かなければ日本語としては認識されにくいんだということを教えていくのには、指針があると大変便利だなと思うんです。

○鈴木（泰）委員

杞憂にしか過ぎないのかもしれないんですが、最近ある雑誌で、日本語教育学の庵先生という方が、漢字教育は日本語教育では克服された、つまり、今は留学生はいつもスマホかパソコンを持って、それを習得するときにも、それからそれをまた、文章を自分で作成するときにも使うということがあるので、漢字を手書きして覚える必要が全くなくなっていると言うんですね。だから漢字教育に関しては、情報機器の普及のおかげで問題がなくなったということをおっしゃっている。そうすると、問題があるのは日本人だけなのか、日本人はちゃんと手書きで覚えないと、漢字がちゃんと扱えないのかということになります。手書きで漢字を覚えるということには、低学年の学校教育の相当な時間を費やしているわけですね。それをやって初めて日本人は覚えて、それで社会に通用するようになる。ところが、留学生は電子情報機器を常に携えることによって、それで社会的にちゃんと通用するようになるということになると、何か不公平じゃないかを感じるわけです。日本人も、留学生がそれで社会的に通用してちゃんと仕事が得られるんだったら、日本人も手書

きをしなくても社会的に通用できるように指導していった方が、ほかのところ、今英語をやりたいとかいろいろあるわけですから、そういうところへ時間を使えるようになるんじゃないかという気さえするんです。だから、これは余計なお世話かもしれないですけど、教育現場でもそのような社会の動きというのをお考えになって、漢字を手書きするということは習得のためには価値があるということは分かりますが、留学生は手で書けなくともいいというのは少しおかしいと考えるべきなのではないでしょうか。日本人は手書きできるとしても、書いた文字そのもので評価されるということは少ないわけですよ。今、大学とか社会へ出ても、結局ワープロで打ったもので全て評価されるわけで、文字をどういう書き方をしたかによって評価されることはないのですから、その点では、少なくとも手書きの価値というのは確かに減っているわけです。そういうことを念頭に置いて、それが更に進むかもしれないということをお考えながら、運用を考えてほしいなということです。杞憂に過ぎないかもしれませんが、そういうことを考えます。

○沖森主査

御自由に御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、また後で戻っていただいても結構ですので、続きまして、（付）についてはまた後で御意見を頂くことにしまして、第2章に関して御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。（→ 挙手なし。）

（付）1，（付）2とも関わってきますので、では、一緒に結構ですので、御自由にどうぞ。

○鈴木（泰）委員

一つ気になったことがあるんですけど…。改定常用漢字表の（22）ページのところ、先ほど最後の方で説明があったんですけど、平成22年の改定で追加字種については表外漢字字体表に基づいて活字体を出しているんですよ。確かにそれはそうなんですけども、ちょっと見てみてびっくりしたんです。（22）ページの（2）「点画の簡略化に関する例」の、例えば「塙」という字ですね。これは『広辞苑』を見ても、『日本国語大辞典』を見ても、活字としては右側の簡略字体の方を出しているんですよ。表外漢字字体表にある字体を出していないんです。今の辞書はほとんど全部、全てこれです。この難しい方は出してないです。

○笹原副主査

補塙の「塙」ですか。

○鈴木（泰）委員

ええ、そうです。この右側のつくりです。「土（つちへん）」に「十」を書いて、「具」を書いた「真」が出てくる。それから下の「頰」という字ですね。これも表外漢字字体表では左側が活字として挙がっているんですけど、実際の辞書、『広辞苑』でも『日本国語大辞典』でも、全部右側の簡略字体が慣用表記として挙がっています。

それから、もう一つは、その次の（23）ページですけど、「その他」の左側の「剝」という字ですね。これも表外漢字字体表では左側の字ですが、辞書の慣用表記ではこの簡略な字体が活字になって出ているんです。だから、これは、もしそうだとすると、表外漢字字体表で標準的な字体として出したものが、実際には運用されていない。もし、活字体として出すんだったら、表外漢字字体表に出ているかどうかではなくて、実際に使われている文字を出した方がいいのではないかと。実際に使われている文字を出せば、もうこれは要らないということになります。右側の方の簡略字体が出ているわけですから、わざわざ難

しい字を手書きとして書いてもよいなんていうのはナンセンスになりますから、要らないというようなことになるんじゃないかなということがあるんじゃないかなと思ったんです。この辺はどうしてこういうことになっちゃったんですかね。この「頰」，どこかに書いてあったけど，何か調査で，ほとんどがこの表外漢字字体表の難しい字が書いてあるんだけど，わずかに簡略字体もあるという報告なんかもあって，そういうことがあるのに，なぜこういう辞書なんかではその少ない方を採用しているのかなというのがよく分からないんです。

○笹原副主査

辞典に関して申しますと、『広辞苑』は初版が戦後に出ています。そのときに見出しの表記として一部の表外字について簡略字体で示したということが知られています。ただ，その直後から『広辞苑』は原則として表外字はいわゆる康熙字典体で印刷するというように，紙の方ではしているようです。

○鈴木（泰）委員

紙の『広辞苑』では…。これだとどうでしょうか。

○笹原副主査

そうですね。それは電子版ですよ。

○鈴木（泰）委員

電子辞書では，やっぱり違うんですか。

○笹原副主査

字体が違う場合があると…。

○鈴木（泰）委員

『日本国語大辞典』なんかでも，そうすると違うんですか。

○笹原副主査

一般的に電子版では違う場合があると聞いております。

○鈴木（泰）委員

紙の方は見てこなかったんですけど，紙の方では表外漢字字体表の字が使っているんですか。

○笹原副主査

ほとんどそうになっているはずですよ。おっしゃるとおりで，電子版では容量の関係などもあるらしくて，また，文字化けをするなんていうこともあるようなので，出版社もいろいろ苦慮をして時に便宜的な字体で電子化をしていたと聞きます。それで，そういうことが起きているということですよ。

○鈴木（泰）委員

今の若い人は紙の本を引きませんからね。

○笹原副主査

そうですね。

○関根委員

電子版も徐々に変わってきていると思います。例えば、私のものを見ると…。

○鈴木（泰）委員

こっちは全部表外漢字字体表の字ですよ。

○関根委員

だから、技術的な問題もあるので、これから電子版の方も表外漢字字体表に沿っていくと思われま。

○鈴木（泰）委員

変わるということなんですか。

○関根委員

変えていくはずですよ。

○鈴木（一）委員

それはそういう方向性だろうと思います。と言いますのは、当初電子辞書が出たときには当時の J I S 水準の書体しか使えなかったんで、便宜的にそれを使っているという辞書が実際にありました。ただ、それでは、ここで討議しているようなこういう問題が起きるので、今、関根委員がおっしゃったように、徐々に紙で印刷されている辞書の方の書体・字体に変える方向で、外字として作成している方向にあると思います。ただ、これは出版社によって考え方が違いますので、若干のずれはあると思います。

○鈴木（泰）委員

この電子辞書なんか一番新しいバージョンですけど、やっぱり変わっていないんですよ。だから、それがずっと短い時間のうちに広まるならば、こういう表示でも構わないんですけど、むしろ電子辞書なんかで頼って見ている人たちにとっては、何でこんなことがというふうに、逆にキツネにつままれるようなことになるんじゃないかという気もちよっと思いました。

○沖森主査

Q&Aに入れるべき問題なのかもしれませんね。

○出久根委員

そのとおりですよ。これは重要なお話ですよ。我々がここで討議しているのというのは紙の方のもので討議しているわけですけど、実際はそうでなく流通しているものがあるとなれば、我々の討議の意味もなくなるということになってしまいます。

○鈴木（一）委員

いや、それはいかがでしょうか。そういうことが現実に起きているというのもまた残念ながら事実です。したがって、逆に今ここでこういうふうに討議している意味合いというのは出てくるんじゃないでしょうか。

○鈴木（泰）委員

そうですね。それでは、どのようにするか考えないといけないことであるということはいくぶんよく分かりました。

○沖森主査

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。第2章の部分、（付）1、（付）2というところも併せて御意見を頂きたいと思います。

○井田委員

この（付）、付録の「付」なのか分かりませんが、（付）に大変期待しております。一般の人は恐らくここに一番興味を持ち、極端な話、ここしか読まないというぐらいのところですので、是非、難しい問題も出てくるとは思いますけれども、充実させて、ここだけ独立して広く配布するぐらいのことがあってもいいのではないかと思います。

○出久根委員

付録を本文にしちゃった方が私はいいと思うんです。だって、説明の方は法令みたいな難しいものでしょう、それだったら、付録を本文にいつそのことやった方がはっきりすると思うんです。

○井田委員

私も「はじめに」に付録をちょっと引用したりなんかすると、「おっ、これは何だろう。」と思って、こういう順序で「はじめに」から入っていくのだろうなと思いつつ、「これは後ろから読んでください。」とでも初めに書いておくのもいいのかなというぐらいに思っていて、大変期待しております。

○入部委員

ちょっと今のことに関して。調子に乗って言うわけではないんですが、できたら印刷しやすいように見開きで、比較表がぱっと印刷できると、学生などにも配りやすいので、是非工夫していただけたらということをお願いします。

○田中委員

まだこの本体ができていないのにも思うのですが、公開のときのメディアといったようなことを考えていただきたいと思うんです。冊子といったようなことをベースにお考えになっていると思うんですけれども、ウェブでは大概こういったようなことはPDFが張ってあるだけなんです。けれども、ウェブ版を充実させるというのは、先ほどのお話から考えてすごく重要だと思うんです。例えば最後の（付）2のところの索引なんかは、紙版だったならば、例えば漢和辞典の配列みたいな感じで、あるいは常用漢字表の配列で出ちゃうんだろうなというような気がするんですけど、ウェブ版の中ではいろんな形で検索ができるようにしておいたら、とても便利だと思うんです。例えば、部首とか総画数とか読みとかは、手書きのパッドというのが普通に我々できるわけですから、そんな大したことがないあれでできるはずなんです。そういったようなことがあって初めて、みんな便利なんだと思うんです。

こういうのがあっても、これまでどおりなら、これまでと同様に限られた人しか見ません。ウェブを充実して、特に検索機能が充実してきていて、パッと検索してずらっと字体が並んで、そこにルールめいたことが書いてある一ルールというのはちょっと言い過ぎか

もしないけれど—そうすると、スマホでアクセスする人にも、海外からアクセスする人にもいいんだと思うんです。先ほどの辞典の問題などを考えてみても、ウェブ版を充実させる、メディアを考えてほしいといったようなことが、今の時点で、中身も決まっていないうのに何ですけれども、これはきっとお金が掛かるから、予算とかの問題もあると思いますし、メディアの構築に掛ける時間というのもあると思いますから、是非御検討いただけたらと思います。そうすると、学校でもタブレットとかでも勉強しているわけで、ピッと検索して「ほらね。」と先生が見せてあげれば、子供たちも「ああ。」となると思います。

○武田国語調査官

この報告は再来年の2月ぐらいまでにということで進んでいるわけですが、その同じ時点でウェブ版が、そこまでのものが出せるかどうかということはありませんけれども、是非今後の検討課題にして、少なくともその後には必ずそういうものができるようにということとやっていきたいと考えていきたいと思っています。

○田中委員

できれば同時がいいと思うんです。報道のバリューが全然違うと思うし、世の中へのインパクトが全く違うと思います。

○関根委員

ちょっと確認なんですけど、教科書体の扱いというのをどの辺に置くのかというのが、第2章の明朝体のところの明朝体以外の印刷文字についても取り上げるところで出てくるのか、あるいはいわゆる手書きする場合には、教科書体等で書けば手書きと同じような漢字になるよというような書き方で、筆写の方で紹介していくのか、何かその辺りもこの中で位置付けられたらいいなと思うんです。よく分からないところもあるので、どうなんでしょうか。

○武田国語調査官

恐らく今後検討していくべきところだと思いますが、今ほとんどのコンピューターに教科書体も搭載されていると思いますので、活字としても皆さんお使いになることがあるわけですので、当然活字としてということもありますし、また、多くのところで手書きのときの見本として使われているところもありますので、どちらかというよりは、むしろ両方で見ていかないといけない部分なのかなという気はいたしました。

○影山委員

今回の(20)ページとか(21)ページの改定常用漢字表の手書きとして示されているのは、ほとんどが小学校で教えているものなわけですよ。ただ、子供たちにとってみれば、話がこの漢字小委員会の最初の方に戻ってしまうかもしれないけれども、せっかく子供のときに覚えてきたものでなくなると、裏切られるというふうな形になります。明朝体も教科書体も並列して、むしろ国民にとってみれば、子供にとってみれば、教科書体を左、最初に置いて、活字の方を、明朝体は右に置くぐらいで、対照表のようにしてあげると分かりやすいかなと思います。

○納屋委員

今日示されている構成例全体について、私はとてもよくできていると、まず感じます。それで、特に第2章以後ということについては問題点が余りないのではないかと、まず率

直なところで感じました。「はじめに」それから第1章のところで、岩澤委員からも御指摘のあるとおりで、この使い方についてどういう位置付けをするかというのを、やはり「はじめに」のところでしっかり書き込めていないと、この指針の持つ意味合いがぶれると思いました。この点について国の施策の方が「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を今動かしている最中であって、その基本的施策の5に「国語の正しい理解」という形の明示がなされていました。「国語の正しい理解」という視点をもう一度「はじめに」のところに大きな視点として置いて書かれる方がふさわしいと感じています。

全体として、結局のところ常用漢字表の手当てでこの作業に入っているところなんですけれども、指針というものについては、私のイメージからしますと、これは「敬語の指針」(平成19年)とよく似ていると思います。出来上がったものは「敬語の指針」の、最後はQ&Aで、皆さんこういうふうを使うことを普及しましょうというような、なだらかなものになっているところが、すごくいいと思います。ただし、常用漢字表の手当てということでありますので、これだけの急速に進んでいる情報化・国際化の世の中で、人々が、小さい頃は特にそうなのかもしれないけれども、いつの間にか文字の正しい理解が進まなくなるということの一方で、情報機器に流されてしまって、本来人間の、やっぱり大原則だと思いますけれども、手書きそのものの価値というものが見失われることがないようにするためなんだと、私は思っています。その点で、例えの言い方で申し訳ないけれども、今回は、字形を取り上げるということは遺伝子情報まで入り込んでいるというふうな意識が、こちらを作っていく上では必要なのではないかということで、作り上げるのがよろしいかなと思いました。

○田中委員

これは多分いろんな考え方があるのかなと思うんですけれども、やっぱり付録のところの問いの例文の一番最後のところ、4ページの枠線のところですね。例えば「糸」のところでおっしゃっていたように、従来言及していなかった部分に踏み込むかどうかといったことについての、私自身がちょっと思っている考え方です。従来言及していなかったといったようなところについては、明確な根拠がないという感じだから言及していないんじゃないかといった気がするんですね。ある程度の根拠、あるいははっきりとした根拠があるものならば、従来言及されていないところに踏み込んでもいいとは思いますが、そういった根拠らしい根拠がないのに「こうこうです。」と言ってしまうと、また何か変な通説みたいなものが追加されていくような気がするので、そこは慎重にしていんじゃないか。つまり、また問いが蓄積されたときに、1回で終わりではなくて、アップデートしていくといったような発想があってもいいと思うし、何か根拠めいたものがあるんだということになったときにアップデートしていく、あとはぼやっとさせておいた方が、変なうわさめいたもの—こういうところに載っているから、あたかも根拠があるという感じで広がっていく害毒は流さない方がいいんじゃないのかなとちょっと思いました。

○秋山委員

学校でどう扱うかというお話がありましたので、どのように考えていったらいいのかと思いつながら、学校で教えている立場として感想などを述べさせていただきたいと思えます。先ほど納屋委員がおっしゃったように、これから本当にタブレットとか、いろいろICT機器を使った教育が学校にどんどん入ってくると思います。そういう時代の中で、今、国は新しい学習指導要領の検討に入っています。ですから、そこにどのように盛り込まれていくかという流れも見えていかなければいけない時代ではあります。ただ、現行の学習指導要領が改訂されたときに、伝統的な言語文化というところで、手書きの文字、書写が国語教育の中でしっかり押さえられました。時数をきちんと設定するようになりました。その

経緯から考えていくと、私たちは、日本の文化的なもの、手書きの大事さ、そういうものはやはり学校教育の中できちんと教えていかなければいけないと思っています。成長した教え子たちを見ていても、そこで学んだことがどう生きているかということ、根底は小中学校の教育にあるんだろうなと思います。

学習指導要領とこの漢字小委員会、あるいは文化庁が示される様々な指針はとても関連しているように思うのです。この指針が出ると、学習指導要領に立ち戻って、そこはこのように扱いますと書かれます。例えば、小学校学習指導要領解説（国語編）で、漢字の標準的な字体のよりどころについては出ているんですね。学校関係者としてしましては、学習指導要領を基にしながらかけていく一特に漢字の筆写の問題については教科書字体、小学校の学年別漢字配当表の字体でやっていくのですが、その中でいろいろ混乱が起きています。それは、例えば、入学試験、検定試験、それから採用試験、そのときに一体どう扱われていくのかなという疑問を、子供たちも、あるいはその周辺にいる保護者も思っていて、どう扱われているかは定かにされていないだけに、やっぱりある種のクエスチョンがいつもあるわけです。それだけ学校教育において指針となっていくものになるので、学校教育との関連はというところは文部科学省が中心にやっていくと思うのですが、文化庁で出す指針をつなげていただかなければいけないと思っています。

せっかく改定常用漢字表はできていても、学校の先生方などが読み込んでいない。なぜならば、先ほどお話が出ていたように、書いてあることが難しいのです。この間、主査打合せ会のときにも、（付）というところを充実させていくと少し分かりやすくなりますよねというお話が出ていました。本当に分かりやすいものを示していかないと、やっぱり広がっていかないのだということも思っています。学校での指導のよりどころになっていく大事なものであるということ、お話をさせていただきたいと思いました。

○沖森主査

来年度に向けてこの指針、意味のある、意義のあるものに作っていきたいと思いますので、何とぞ御協力のほどお願い申し上げます。ほかにいかがですか。

○鈴木（泰）委員

今度は、この活字体の違いと、活字体と手書きの違いを一緒にされるという方針ですよ。それは非常に結構だと思う、それの方がいいと思うんですが、そうすると、いわゆる活字体、明朝体の相互の違いの中には出ているけれども、手書きと活字体の違いの方には出ていないような種類のもは、自動的になくなると考えていいんですか。それとも、「雪」の真ん中の線が長いとか短いとか—そのようなのは活字体の違いとしては出てくるわけですけど、当然そういうのはなくなるわけですよ。活字体の違いでは、「無」なんていうところでは同じような違いがあることはあるんで、その場合はそこに入るのかもしれないんですけど、そのほかにも右側と左側の大小とか高低とかいうものは手書きと活字体の違いの方には全くないですよ。だから、そういうのはなくなると—というか、なくした方がいいんじゃないかと思うんです。活字体の相互の違いでしかないものは、なるだけ除いていった方がスリムになって、スリムになった方がこういう基準としてはより有効に働くんじゃないかという気がしますので、なるべくそういう方向ではお願いできればと思うんです。

○棚橋委員

それに関連してなんですけれども、先ほど影山委員から教科書体を軸に表記したらどうかというようなお話もありました。実は教科書体そのものが各教科書会社によってかなり違っているので、今、鈴木（泰）委員がおっしゃった大小や高低などということについて、

教科書体でも多分違うような部分があるのではないかということをおもうんですね。ですから、こうやって例示しなくてもいいとは思いますが、説明をやはりどこかに丁寧に書いておく必要があるのではないかなと思います。

○沖森主査

では、この辺りで一応御意見を承ったということにさせていただいて、本日の御意見、主査打合せ会で整理した上で検討を加え、次回以降にまた検討事項として反映したものをお示ししたいと思います。

今期の漢字小委員会が発足した際に、秋以降に漢字の字体・字形以外の課題についても検討の機会を持ちたいという話がありました。本日は少し時間を取りまして、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」に挙げられたほかの課題についても、意見を頂ければと考えております。

では、配布資料4につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（鈴木国語調査官）から配布資料4について説明

○沖森主査

では、ただ今の説明を受けまして、意見交換を行いたいと思います。大きな課題が残っておりますけれども、今回と次回とで、それぞれの課題について、どういう内容でまとめていったら有益なものになるのか、少し具体性を持ったアイデアを頂けたらと考えております。ブレインストーミングのように自由にアイデアを述べていただきたいと思います。

説明のあった順番で、1番と2番、「公用文作成の要領」の見直しについてと、常用漢字表の手当てについて、この二つのテーマに関して御意見を頂ければと思います。御自由に御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○井田委員

「1 「公用文作成の要領」の見直しについて」は、文化庁としては取り上げようとして、他省庁が余り乗り気でないというか、そういうことで今年度の議題にはならなかったと聞きましたが、いかがなんでしょうか。

○鈴木国語調査官

その点につきましては、各省庁の文書担当に直接会って話をしてまいりました。その中で、時代に合わないところを変えてくれることに対して、それは嫌だという反応は少なくともありませんでした。ただ、一方で、今現在各省庁でいろいろと細かいルールを定めてやっているところを大きく変えるような形になると、そこはちょっと考えさせてもらわないといけないというものでございまして、ですから、仮に見直しをするとなった場合に、公用文の作成の要領ということですから、全ての省庁で受け入れてもらえないと、せっかく出したものが生きてこないということがありますので、その調整をしないといけないということがあります。現行の「公用文作成の要領」が作られたときというのは、国語審議会時代ですけど、国語審議会が独自に出したものがそのまま各省庁に行ったというよりも、各省庁の文書担当の責任のある立場の人間が集まった会議が先であって、その中である程度合意事項ができた。それが、一応各省庁に流れていたんですけども、それがうまく反映されていなかったところに対して、その状況を見た国語審議会が更にその中身をブラッシュアップして、まだ実行に十分に至っていないのできちんと実行してくださいと、建

議したという形なんです。ですから、いきなりこちらの方で作ったものが各省庁にポンと行ったのではなくて、各省庁から参加した人間が、頭を寄せ合って考えたものを、国語審議会で更にブラッシュアップしたということで受け入れられていったということです。今回の場合も、見直しをやる場合、国語分科会での検討があった上で、かつ各省庁の文書担当を集めた会議でも同時にその中身は検討していかないといけないという形になります。ですから、まだちょっとそこまでの準備が整わないということがありましたので、今期の議題ですぐに入ることがまだできていないということでございます。こちらで理想的にはこうだというものを「公用文作成の要領」の新しいものとして出したとしても、受け入れてもらえるかどうかというところの調整はかなり必要になってくることになりますので、その辺りのことも含めて、御判断をいただかないといけないだろうと考えております。

○沖森主査

それは可能性のあることなんでしょうか。今のはとても大変なことのよう思うんですが…。

○岸本国語課長

結局、そういった各省の担当者が集まって協議をするということが、もし大幅に変えるとなれば必要だろうと思いますし、もしマイナーチェンジをするにしても、やっぱりそういう場はあった方がよいと思うんですが、果たしてそれを文化庁が音頭を取ってやるのか、あるいは内閣全体、各省庁を集めて主催する立場はほかの省庁、例えば、内閣官房なのかどうか分かりませんが、そういうところでやるべきなのかという問題もございまして、まだそこまで共通の認識ができていないという状況でございます。

ただ、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」に挙げられておりますので、国語課としてはこれはこなしていくべき課題であると考えています。この辺りは、やはり他省庁の意向も確認しながら、今期で何かをまとめるということは到底無理ですけれども、この課題があるということについて言及しつつ、次期国語分科会に引き継いでいくことは必要ですし、順番にこなしていくということを考えれば、来期またこれに関して各省と連絡を取りながら、国語分科会の中で、お諮りをするようなことを考えていきたいと思っております。

○笹原副主査

実際、机上の「公用文作成の要領」を読んでみると、当用漢字表が参照されているような記述がありますよね。当用漢字表はもう既に失効して、常用漢字表も改定されているような現状を踏まえると、確かにこれをそのままというのは違和感が残るかもしれませんね。

○鈴木国語調査官

今のところに関しては、一応「常用漢字表」と読み替えるという形での指示は来てはおります。ただ、書かれていること、タイプライターのことですか、それを削除するとかというような、そこまで踏み込んだ形ではなくて、要するに漢字表の名前が変わったから、その新しい漢字表としてそのところは読み替えなさいという、あくまでも今のところはそのレベルです。

○笹原副主査

読み替えるのですが、例えば「遡る」は平仮名にしなさいなんていうのも、これは消え

る、ということがここから読み取れるものなのでしょうか。

○武田国語調査官

実は昭和26年にできたものは、もう明らかに古いわけです。それで、昭和56年に常用漢字表ができたときに、内閣官房が公用文に使うための用語集を作ったんです。その中に内閣官房が注を付けたんです。その注は、例えば当用漢字表は常用漢字表に読み替えるとか、それから、これは古くなっているけれども、古くなってもう使えないところは落としましたとか、用語については常用漢字表ができたということで、漢字の使い方を変えたところがあるとか、そういったことがその注なわけです。つまり、内閣官房でそういう注を付けたものを、これまで公用文の世界では慣用として、「内閣官房注」というような言い方をして使ってきているということなんです。だから、完全な改定ということはこれまで一切していないんですね。単純に省略したり、読み替えたりしながら使ってきているんです。それで、常用漢字表の22年の改定のときに、実は内閣官房の方でも「これはこのままじゃまずいよね。」という意識があったんですね。それで、これでやるとしたらどこなのかといったときに、実は国語審議会の建議がこの形になって、当時の内閣官房長官の依命通知という形で全省庁に通達されていますので、もしも提案を上げるとしたらここだという、手続上の問題がまずあったわけです。それで、少しこの古くなっているものを直すとしたらという話題があって、それが委員の皆様からも出てきて、この中に上がっている状況があるということなんです。

○岩澤委員

結構この話は盛り上がったというか、要するに公用文作成の要領のことを通じて、分かりやすい日本語、分かりやすい表現というものをもっと公の世界の中で考えてもらいましょうということでしたよね。だから、技術的に時代に合わないんだったら、それを直すのは簡単だから、それはそれでやればいいという話だったんで、それをどっちにしますかということだったと思うんです。そもそもこれが、第1項目に上がっているわけです。第1項目で整理されているということを考えれば、議論した我々は、ここから入るのかなとみんな思っていたわけですよ、けれども、どうも全く違うところから進んでいったというのには、最初井田委員のおっしゃったようなことなのか、文化庁内のことなのか、そういう何か理由があるわけですよ。だから、もう一度このことについては、技術的に合わないものは技術的に直しましょうという方向でやるのか、それとも、もう一遍違う視点というのか、元の議論をしたような視点でやるのか、検討するののかというのを、議論してみないといけないのかなと思っています。メンバーも大分変わりましたので。

○出久根委員

岩澤委員のおっしゃったことで思い出しましたが、結局これは我々がやっても、省庁の意識の問題ですから。いまだに「貴殿」なんて言葉で我々に手紙が届くんですよ。「あなた」と言えばいいところを「貴殿」ですからね。だから、やっぱり意識を変えなければどうしようもないということです。だけど、結局何にもならなかったでしょう。ですから、やっぱりこれは私どもの手には負えないですよ。皆さんの意識を変えてもらわないことにはどうしようもない。

○関根委員

各省庁での独自の書き方がそれぞれ発達しているというお話ですけども、でも、それも元々、本を正せば「公用文作成の要領」が基になっているわけですよ。そうすると、やり方としては、例えば、こちらである程度作ったものをたたき台として各省庁に投げ掛

けて、それで調整していくというやり方はどうなのでしょう、可能なのでしょう。元々作ったときはゼロから作ったわけなので、やっぱりそれぞれから意見を出してもらってまとめていくというのは必要だったのかもしれませんが、そういうやり方ではどうなんでしょうか。

○鈴木国語調査官

手順としては当然、全部の省庁に対して意見照会を掛けて、それに併せて不都合や、明らかに困るといことが出てくれば、それに対応していくという形を取ることはなると思います。

○関根委員

何か困るんじゃないかというのは、何か具体的なものがあるのではなくて、ただ漠然とした不安のような気もするんです。一体どこがどうなるんだろうという感じでの。つまり、何かこういうものをこのようにしたいというようなのをまず出してみるというやり方も、なくはないのかなとは思っています。

○岩澤委員

率直に言うと、文化庁の方に余りそのエネルギーがないんじゃないかなという感じがしたんですね。議論した中身とちょっと温度差があったかなと。先ほどの御説明で、最大の目標である口語体、漢字平仮名交じり文になったことによって、結局、今困ってないんじゃないか、当初の目的は達成されているんじゃないかという御説明を伺うと、やっぱりエネルギーはないかなという感じは持っているんですね。ただ、放っておいていいのかなとも思うんです。この時代に合わなくなっている、先ほど出久根委員がおっしゃったようなところも含めて、大改定なのか、小改定なのかというところはあると思うんですけど、いつまでも放っておくのもみっともないなという感じは、先ほど笹原副主査から御意見が出たように、読み替え、読み替えでもう全部やっているんだしたら、それは直すべきものは直せばいいんじゃないか、逆にそんな難しい話じゃないんじゃないかという気はしているんですね。そうすると、当初議論したこととはかなり違うんですけどね。目的にしたこととは全然違う結果になるんですけど、それでもやっておかなきゃいけないんじゃないかなという気はするんです。

○出久根委員

直すのは簡単だと思いますか。

○岩澤委員

ええ。

○出久根委員

語句の訂正ですよ。

○岩澤委員

そうですね。

○出久根委員

要するに上からものを言うような形じゃなしに、下から相手にお話しするような文章一ですます調で、「貴殿」なんていう言葉は使わないで、「あなた」というような、そ

う言い換えだけで私は済むと思います。それは簡単なことですよ。そういう答申は私どもはやってもいいんじゃないですか。国語分科会でこういう形をやりましたけどと。やる／やらないは相手次第です。そういうことだと思います。

○棚橋委員

非常に基本的なことを伺いたいんですけども、今お話を伺っていると、公用文というのは各省庁で使っている表記の仕方のことを基にした文章だということなんですけど、やっぱり一般の人々というの、この公用文の基準というのを使っていかれるというように考えるべきなんですか。どこまで影響を及ぼすものかということ伺いたく思います。例えば、学校教育などでも、結構この公用文の基準に従って指導するようなどころもあって、一番端的な例は86ページにある横書き句読点ですけども、一般では「、」「。」でやっているのにも関わらず、学校教育上では、公用文の基準に基づいて「、」「。」で教えているという実態があります、最近はずそうしないといけないという論調ではなくなったんですけども…。どこまでの範囲を及ぼすものだとそもそも考えていらっしゃるのかを伺いたいんですが…。

○鈴木国語調査官

それも議論になったところですけども、「公用文作成の要領」という文書自体の効力という意味で言えば、飽くまでも公用文を作成する立場の人に対して、それを作成するためのものとして出しているわけですから、それが及ぶ範囲というのは公用文の作成をする人間です。ただ、ほかにこういった形で文章作成のよりどころを示すものが世の中にあるわけではないですから、例えば、「文の書き出しおよび行を改めたときには1字さげて書き出す。」と書いてありますけども、段落の最初の1字を空けるのはなぜかという話になると、恐らくここに戻ってくるんです。ですから、一般に世の中でものを書くときに、特に学校教育の中で教えられていたりする、そういう段落頭の1字空けなどといったことなどについても、結果としては影響を及ぼしているのはそのとおりです。

それから、先ほど、「、」「。」のお話がありましたけれども、かなりの省庁は、パソコンで文書を作成するようになってなおさらですが、「、」「。」ではなく「、」を使う形が多くなってきています。そうした中であっても、ある省庁では、「、」「。」を使用することを継続できるように、全面的に「、」「。」のみを使用するというにはしないでしょうと言っていました。

○納屋委員

「公用文の作成の要領」がなくならないというのは、法令の用語・用字について触れているわけで、法律や法令の中身が書き方によって、解釈ではなくて意味が違ってくるといって、基本的なところにくさびが入っているような形だからなんだと思っているんです。ほかのお話ししてきていた分かりやすい、一般の国民に向けてというよりも、やはり省庁内で使う言葉の要領として、基本的には多分作られていたという経過がよく出ているとは思っています。したがって、法令のことに関わる限り、ちょっとこれは手を付けにくいんじゃないでしょうか。明治の法律であっても、改正、改正で現在生きている法律だってありますから、そのようなことからすると、これはそう簡単に手を付けるということではなく、内閣官房で、当然全省庁に向けてという通達として出てくるようなものだと思うんです。

だけでも、やっぱりタイプライターは本当に私も恥ずかしいと思うし、こういうところというのは機械を情報機器に変えればいいのか、そんなことを言っているわけじゃなくて、出久根委員がおっしゃってくださっているんですけども、「貴殿」と「あなた」なん

ていうのは、「これからの敬語」のところに書いてあったことさえも、ここには反映されていないというような状況もあるので、建議をするにしても、各省庁の意向をある程度こちらの方でまとめるという方向性を文化庁の方で取ったらどうかというような向きが出てこない、なかなかこれはやりにくいのではないかなと私は思います。

ただし、笹原副主査がおっしゃっているんですけども、当用漢字表から常用漢字表に変わったときに、こういうふうなところでこういうところが変わっているんだということの経過さえもおぼつかなくなっているんじゃないでしょうか。だから、まず改めてきたことについてのメモ程度というのは、少なくともどこがどうなっているのかということについては、資料提供いただきたいというのが本音のところであります。

それから、一般の国民の方はこれを知らないでというんだけど、この前の国語分科会のときも、私ちょっと危惧しているわけなんですけど、ここの公用文作成の要領のところ、公用文は漢字平仮名交じり文で行うと明記すべきだと私は思いました。それなくして、これから多くの外国人の方が来て、市民権を得て、日本の国民として、で、いつの間にか日本語を使わないような状況のことだって考えられるんじゃないでしょうか。私は怖くなりました。だから、これの最初に、もしやるんなら、やはり漢字仮名交じり文を使うというのを明記した上で行くのが本筋だと思いました。

○鈴木（泰）委員

今の考えには全く賛同できないんですけども、別に漢字仮名交じり文で書かなければ日本語ではないということはないので、日本語には漢字もありますし、平仮名もありますし、基本的に正書法がないと言われているぐらいですから、何で書いてもいいわけですね。これは別に今こういうことをしろというわけじゃないですけど、その公用文の範囲にもよるんですけど、多くの人に、例えば外国人も含めて知らせるべきようなことに関しては、もちろん漢字仮名交じり文もいいんですけど、例えばローマ字文とか平仮名文とかを併記するとか、ウェブなんかだったらそういう余地は幾らでもあるわけですから、そういう幾つかの表記手段を併用するということがあっていいのではないかなと思うんです。記録的なものに関しては漢字仮名交じり文だけあればいいです。やっぱりそれによって、別に日本の伝統が失われるとか、そういうことには必ずしもならないと思います。漢字仮名交じり文は文化的伝統をちゃんと摂取するためには必要であることは間違いないです。それはそれとしてということですね。

ただ、そんなことを今提言するつもりはなくて、省庁でいろいろ反応がおありになるようですけど、少なくともこの常用漢字表を取りまとめた理由というのは、基本的にはマスコミもあるんですけど、公用文をどのように書くかということの材料として、それを目安としてまとめているわけですよ。それがまとまった以上、こういうものが新しくできたんだからこうしてくれと、文化庁が旗を振って構わないんじゃないかなと思うんです。そういう事情でまとめた常用漢字表に関して、別に各省庁が何かクレームを付けているわけではないわけですから、これを目安にすると、どういう公用文の在り方が望ましいかということまで文化庁で出すのには、一向に問題がないんじゃないかなと思うんです。だから、そこは余り引かない方がいいんじゃないかなという気がするんです。

○田中委員

この話題は盛り上がったんだなということは、皆さんのお話を伺っていてよく分かりました。今お話を伺っていると、二つのことが一緒くたになっているんだなと思ったんですね。公用文というジャンルに限っての現実的な対応といったようなことというのは、さっき笹原副主査がおっしゃったような、いかにも時流に合わないといったようなところを、各省庁のこれまでやっているお約束の世界があると思いますから、そこの中で言え

い。で、分かりやすい日本語とか、分かりやすい伝達というのは、正に今日の残っているところのコミュニケーションとか言葉遣いのところについての情報発信するときの言葉といったようなところで、分けて考えればいいんだと思うんです。役所の言葉は役所の言葉としてあっていいと思います、そういうジャンルがあるということで。しかし、それを広く一般に伝えるときに、別の言葉遣いを選択すべきだといったようなこと、これは切り分けた方が、これまでの伝統といったようなこともあるようですし、いいと思うんですね。

ですから、公用文というジャンルについての現実的な対応、時流に即した適応といったようなことは、ここで提言していいんだと思いますし、それはミニマムな変更になると思いますから、そんな反発はないような気がします。一方、どうやって情報を伝達していくのか、3、4に関わったことですから、これはこれで切り離してやってみた方が、こちらが提言したことも意味を持ちますし、実際にそういった文章の作成に携わっている人たちにとっても抵抗感がない。今までのことは今までのことで、時代に合わせる。それ以外のことについては、それ以外のちゃんと別のチャンネルを持つというふうに考えていただければ、この1と2・3・4はきれいにすみ分けられるんじゃないのかな、あるいは相乗りでできるんじゃないのかなと思いました。多分、公用文ということに皆さんものすごくいろんな期待をされているのかなと感じました。

○岩澤委員

だから公用文というものを一つの突破口に、「分かりやすい」ということをぶつけてみようという発想があったと思うんですね、あのときはね。「期待をされている」というんじゃないくて、そういう議論だったんですね。それで、それが路線修正しなきゃいけないとか、こういう形でまとまったんだけど、ちょっと方向転換しなきゃいけないのかなという状況だという理解を、私は今しているんです。最初の議論で非常に盛り上がって、これが1項目めに挙がったというのは、多分これを突破口の一つやってみようという、そのときの雰囲気だったかと、振り返ると思うんです。

○沖森主査

いろいろ盛り上がりましたが、時間がもう参りましたので、協議については以上で終わらせていただきます。今後に向けて頂いた意見をよく整理して、具体的な検討には反映させるようにしたいと思います。

次回は、本日の構成例で言いますと、字体・書体・字形等の考え方についての御討議をしていただきたいと思います。

それでは、本日の漢字小委員会はこれで閉会とさせていただきます。御出席どうもありがとうございました。